

東京都立職業能力開発センター施設設備使用申請書

年 月 日

東京都立中央・城北

職業能力開発センター所長 殿

申請人 住 所

氏 名

東京都立職業能力開発センターの施設設備を使用したいので、東京都立職業能力開発センター条例施行規則第15条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

使用目的			
使用内容	施設の名称	年月日(曜日)	時 間
		年 月 日()	時 分から 時 分まで
		年 月 日()	時 分から 時 分まで
		年 月 日()	時 分から 時 分まで
		年 月 日()	時 分から 時 分まで
		年 月 日()	時 分から 時 分まで
		年 月 日()	時 分から 時 分まで
		年 月 日()	時 分から 時 分まで
入場料等 徴収の有無	有(1人 円) 無	人員	人
使用時における 会場責任者	住 所 氏 名	電 話	
会場に特別の 設備をし、又は 変更を加える 場合、その内容			
使用したい設 備、機械等の 名称及び数量			
備 考			

※裏面の使用の条件をよくお読みください。

[使用の条件]

- (1) 施設設備の使用に際しては、職業能力開発センターの所長又は校長の指示に従うこと。
- (2) 職業能力開発センター所長又は校長の指示を守らず、または他の使用者に迷惑を掛けるなど、職業能力開発センターの運営を阻害した者に対しては、使用承認を取り消し、または以後の使用を制限することがあります。
- (3) 職業能力開発センターの業務運営上、必要が生じたときは、使用承認を取り消し、または使用を中止させることがあります。
- (4) 使用を修了したときは、使用した施設を現状に回復すること。
- (5) 職業能力開発センターの施設設備に損害を与えた場合は、職業能力開発センターの所長又は校長が相当と認める損害額を賠償すること。ただし、職業能力開発センターの所長又は校長がやむを得ない理由があると認めたときは減額し、または免除することがあります。
- (6) 東京都立職業能力開発センター条例第12条第2項ただし書の規定に基づき、施設使用に関する実費を徴収します。

東京都立職業能力開発センター施設設備使用申請書

令和3年2月1日

東京都立中央・城北

職業能力開発センター所長 殿

押印は不要となりました。

② 申請人 住所 文京区後楽1-9-5

氏名 ○○株式会社
代表取締役 飯田 橋男

東京都立職業能力開発センターの施設設備を使用したいので、東京都立職業能力開発センター
条例施行規則第15条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

使用目的	プレゼンテーション能力向上のための社員研修		
使用内容	施設の名称	年月日(曜日)	時間
	第3教室	3年 2月 25日(木)	9時 00分から 20時 00分まで
	〃	3年 2月 26日(金)	9時 00分から 20時 00分まで
		年 月 日()	時 分から 時 分まで
		年 月 日()	時 分から 時 分まで
		年 月 日()	時 分から 時 分まで
		年 月 日()	時 分から 時 分まで
入場料等 徴収の有無	有(1人 円) 無	人員	28人
使用時における 会場責任者	住所 東京都文京区後楽1-9-5	氏名 ○○株式会社 神楽 坂美	電話 03-5800-3420
会場に特別の 設備をし、又は 変更を加える 場合、その内容	特になし		
使用したい設 備、機械等の 名称及び数量	ワイヤレスマイク1本、プロジェクター、自立式スクリーン		
備考			

※裏面の使用の条件をよくお読みください。